

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2957号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当でなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

1 答申の件名

「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2957号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2957	令和2年6月19日	令和2年7月2日	令和2年7月3日	令和2年7月28日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2957	「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良の配置、長さ、径、強度その他設計に関する事項 <p>（設計者の設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者印の印影 <p>（開示することにより、設計者及び設計事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）</p>	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2957	<p>《開発行為許可申請書に係る事務について》</p> <p>建築局宅地審査部宅地審査課では、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発許可に関する事務を行っている。開発行為をしようとする者は、法第29条第1項により、市長の許可を受けなければならない。また、法第30条第1項により、開発行為許可申請書を市長へ提出しなければならない。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、昭和57年度に法第29条第1項及び第30条第1項に基づき提出された開発行為許可申請書（第57開第902号）のうち擁壁構造図である。</p> <p>イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、審査請求に係る処分を取り消し、設計者印の印影を除く部分について開示するよう求めているため、当審査会では地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項の非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他の設計に関する事項は、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、同号アに該当すると主張している。以下検討する。</p> <p>イ 設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるという判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。</p> <p>本件では、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法及び鉄筋のかぶり厚さについては宅地造成等規制法等の法令で定められており、透水層の厚さ、砕石の厚さ及び均しコンクリートの厚さについては、実施機関が公表している「宅地造成の手引」に記載された数値であるので、これらの事項には設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとはいえない。</p> <p>また、図の名称部分、設計条件のうち1項、2項、5項及び6項の数値部分を除いた部分（以下「条件部分」という。）についても、一般的な宅地造成工事の方法及び用語の記載等であって、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとはいえない。</p> <p>さらに、擁壁の地上高さ及び縦壁天端の厚さについては、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとしても、完成している擁壁であり、外形上高さ等は視認することでおおよその数値は推測できてしまうものであるから、正当な利益を害するおそれについては法的保護に値する蓋然性までは認められない。</p> <p>したがって、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、砕石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、条件部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さについては、同号アに該当しない。</p> <p>ウ 上記イで取り上げた「水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、砕石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、条件部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さ」以外の、地盤改良の配置、長さ、径、強度、擁壁の構造、寸法等の事項は設計者の創意、工夫のもと定めるものであるから、設計者の技術的ノウハウが含まれることを否定することは適当ではない。</p> <p>そして、擁壁構造図に記載されている上記各事項を開示することにより、競合他社等の他の事業者が、開発事業者から設計業務を受注し、上記各事項を流用して利益を得ることは十分考えられ、正当な利益を害するおそれについては法的保護に値する蓋然性が認められる。</p> <p>したがって、その余の地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項の開示により、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2項第3号アに該当する。また、擁壁は長年平穩に存在しており、事故や災害等による危害の発生を未然に防止するために有用な情報であるとの特段の事情は認められず、同号ただし書には該</p>

答申 番号	判断の要旨
2957	<p>当しない。</p> <p>《その他》</p> <p>なお、審査請求人は、「30年以上も昔の図面であり、開示によって設計者の不利益となる程の技術的ノウハウが含まれるとは考えられない」等主張する。しかしながら、擁壁構造図の作成から30年以上という相当な時間は経過しているが、その余の地盤改良の配置、長さ、径、強度、擁壁の構造、寸法等の事項は設計者の創意、工夫のもと定めるものであるから、設計者の技術的ノウハウが含まれることを否定することは適当ではない。審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（第4号から第6号まで省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881